

「ジャパンSDG s アワード」実施要領

平成29年12月25日
SDG s 推進本部幹事会決定
令和5年7月24日
一部改正

持続可能な開発目標（SDG s）推進本部（以下「SDG s 推進本部」という。）会合（第3回）（平成29年6月9日実施）における決定を踏まえ、SDG s 推進本部長の指示の下、「ジャパンSDG s アワード」の実施に関し、必要な要領を下記のとおり定める。

記

1. 目的

持続可能な開発目標（以下「SDG s」という。）達成に向けた企業・団体等の取組を促し、オールジャパンの取組を推進するために、SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を、SDG s 推進本部として選定し表彰する。

2. 公募の対象

SDG s 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を公募の対象とする。ただし、原則として拠点を日本国内に有する団体に限ることとする。また、応募単位は活動単位ではなく、企業・団体等单位とし、1企業・団体等につき1件までとする。

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合は、表彰の対象としないことがある。

なお、過去の「ジャパンSDG s アワード」のSDG s 推進本部長（内閣総理大臣）賞及びSDG s 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）賞に受賞歴がある企業・団体等は、受賞対象とならないこととする。

3. 公募の方法

内閣総理大臣官邸及び外務省ホームページにおいて公募する。ただし、応募に当たっては自薦に限ることとする。

4. 表彰の種類

SDG s 推進本部長等は、第1項に規定する目的に関し、次の各号に定める功績が

あったと認められる企業・団体等について、表彰を行うことができる。

(1) SDG s 推進本部長（内閣総理大臣）賞

極めて顕著な功績があったと認められる企業・団体等

(2) SDG s 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）賞

特に顕著な功績があったと認められる企業・団体等

(3) 特別賞

上記各号のほか、特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等

5. 表彰数

一回の「ジャパンSDG s アワード」の実施につき、SDG s 推進本部長（内閣総理大臣）賞は1件、SDG s 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）賞は4件程度とする。

6. 表彰の方法

表彰は、別紙1に掲げる様式による表彰状と記念品を授与して行う。

7. 表彰の実施頻度

表彰は、年1回を基本として行う。

8. 受賞者の決定

SDG s 推進本部は、公募にて求める応募書類の提出があった者のうちから、次項で定める「ジャパンSDG s アワード」選考委員会からの報告を踏まえて、受賞者を決定する。

9. 選考委員会

外務省地球規模課題審議官は、「ジャパンSDG s アワード」選考委員会（以下「選考委員会」という。）をSDG s 推進本部幹事会の下に開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、別紙2に掲げる「ジャパンSDG s アワード」表彰基準等に基づき審査を行った上で、受賞者の案を作成し、SDG s 推進本部に報告する。

(2) 選考委員会の構成

選考委員会は、SDG s 推進円卓会議構成員により構成する。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、外務省地球規模課題総括課において処理する。

10. 表彰に関する事務

前項に掲げるもののほか、表彰に関する事務は、外務省及びその他関係府省の協力を得て、内閣官房において行う。

11. 結果の通知

受賞者に係る報道発表資料を外務省ホームページに掲載することをもって、全応募者への結果の通知とし、受賞者のみに対して別途連絡を行う。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

SDGs推進本部長（内閣総理大臣）賞

表彰状	企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に 行いその功績は極めて顕著であります よってこれを表彰します	
令和 年 月 日	
SDGs推進本部長（内閣総理大臣） ○ ○ ○ ○	

SDGs推進副本部長（内閣官房長官）賞

表彰状	企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に 行いその功績は特に顕著であります よってこれを表彰します	
令和 年 月 日	
SDGs推進副本部長（内閣官房長官） ○ ○ ○ ○	

SDGs推進副本部長（外務大臣）賞

表彰状
企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に 行いその功績は特に顕著であります よってこれを表彰します
令和 年 月 日
SDGs推進副本部長（外務大臣）
○ ○ ○ ○

特別賞

表彰状
企業名・団体名 殿
貴社／貴団体は持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組を積極的に 行い特筆すべき功績を残しました よってこれを表彰します
令和 年 月 日
SDGs推進本部

(別紙2)

「ジャパンSDGsアワード」表彰基準等

応募書類の記載内容等を踏まえ、下表の各項目について、4段階の基準で評価を行い、総合的に審査する。

(1) 評価項目

項目	概要
普遍性	①国際社会においても幅広くロールモデルとなり得る取組であるか ②国内における取組である場合、国際目標達成に向けた努力としての側面を有しているか ③国際協力に関する取組である場合、我が国自身の繁栄を支えるものであるか
包摂性	①「誰一人取り残さない」の理念にのっとり取り組んでいるか ②多様性という視点が活動に含まれているか ③ジェンダーの主流化の視点が活動に含まれているか
参画型	①脆弱な立場に置かれた人々を対象として取り込んでいるか ②自らが当事者となって主体的に参加しているか ③様々なステークホルダーを巻き込んでいるか
統合性	①経済・社会・環境の分野における関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しているか ②統合的解決の視点を持って取り組んでいるか ③異なる優先課題を有機的に連動させているか
透明性と説明責任	①自社・団体の取組を定期的に評価しているか ②自社・団体の取組を公表しているか ③公表された評価の結果を踏まえ自社・団体の取組を修正しているか
変革性	①次の世代も見据えて、社会を変革する潜在性を有しているか ②（既に）社会に変革をもたらしているか
連帯性と行動変容	①自らが主体となりながら、関係するステークホルダー（個人を含む）の行動変容につながっているか ②行動変容の連鎖をもたらしているか

※ 類似の賞の受賞歴等は参考評価とし、採点はしない。

(2) 評価基準

評価	評価基準
A	極めて顕著な功績があったと認められる
B	特に顕著な功績があったと認められる
C	顕著な功績があったと認められる
D	顕著な功績は認められない